

2017年度認定輸血検査技師受験申請の手引き

2016年10月1日

認定輸血検査技師制度協議会		
協議会	会長	岡崎 仁
審議会	会長	加藤栄史
	カリキュラム委員会	大谷慎一
	試験委員会	加藤栄史
	資格審査委員会	河野武弘
	施設認定委員会	奥田 誠

【目的】

輸血は種々の副作用・合併症を伴い易く、輸血治療を行うには深い知識、的確な判断力と技術が要求される。認定輸血検査技師制度は輸血に関する正しい知識と的確な輸血検査により、輸血の安全性の向上に寄与することのできる技師の育成を目的として導入された。

【受験申請資格】

次の4項目の全てを満たしていなければならない。

1. 臨床検査技師資格を有すること。
2. 申請時において、日本輸血・細胞治療学会、日本臨床衛生検査技師会、日本臨床検査医学会のいずれかに、現在および通算3年以上会員であること。ただし、認定時には日本輸血・細胞治療学会および日本臨床衛生検査技師会の会員であることを必要とする。
3. 申請時（2016年12月31日現在）で技師免許取得後、輸血検査歴3年、他の検査歴も含めて満5年以上の検査業務経験を有すること。
学術論文、学会発表等の業績発表や輸血に関連した各種学会、講演会及び研修会での活動により、認定輸血検査技師申請の資格審査基準に達していること。5年間（2012年1月1日から2016年12月31日まで）で次の表により、50単位以上取得していなければならない。
4. 受験申請にあたって、輸血検査業務従事への理解と職歴記載確認の意味を含めて、所属長の了解を得ること。

認定輸血検査技師の新規受験申請に関する資格審査基準単位

学会参加	日本輸血・細胞治療学会総会		10
	同上	秋季シンポジウム	10
	同上	支部会例会	5
	国際輸血学会総会，アメリカ血液銀行協会（AABB）総会等		8
	日本医学検査学会総会		8
	同上	地方会	3
	日本臨床検査医学会総会		8
	同上	地方会	3
	日本血液事業学会総会		8
	その他の輸血医学関連学会総会*		3
研究発表（輸血医学関連に限る）			
	原著論文	（筆頭）	10
	同上	（共同）	5
	その他の論文	（筆頭）	5
	同上	（共同）	3
	著書	（筆頭）	5
	同上	（共同）	3
	学会発表（抄録記録のあるもの）	（筆頭）	5
	同上	（共同）	3
講習会、研修会等参加（輸血医学関連に限る）**			5
学会主催の教育活動等（輸血医学関連に限る）**			5
技師養成学校での教育（輸血医学関連に限る）			5

* 日本医学会分科会のうち輸血医学に関連のある学会、その他は審議会において審査する。
（現在、審議会では、日本自己血輸血学会、日本造血細胞移植学会参加を3単位として認めている。）

**4団体（日本輸血・細胞治療学会、同支部、日本臨床衛生検査技師会、同地区及び同都道府県技師会、日本臨床検査医学会、同支部、日本臨床検査同学院、同支部）が主催または共催したものに限る。その他は審議会において審査する。
（現在、審議会では、赤十字血液シンポジウム参加を5単位として認めている。）

【受験申請手続き】

各様式は日本輸血・細胞治療学会のホームページ（<http://yuketsu.jstmct.or.jp/>）からダウンロードし、記載後は、その他の書類と共に認定輸血検査技師制度係に送付する。

また、研修指定施設一覧は、日本輸血・細胞治療学会ホームページ参照のこと。

1. 申請に必要な書類

- 1) 認定輸血検査技師制度協議会・認定輸血検査技師受験申請書（様式1）、
認定輸血検査技師制度協議会・認定輸血検査技師受験申請用業績目録（様式2-1.2.3.4）。

2) 2012年1月1日から2016年12月31日までの業績目録の証明となる全ての抄録、別刷、参加証、出席証明書等の書類。

- ・著書、論文、抄録を除く証明書類は、原本を提出する。
- ・全てA4サイズに統一する。それより大きいものは縮小コピーし、小さいものは貼付台紙に貼付する（1枚の台紙に複数枚貼付可）。
- ・全ての業績の証明書には申請者が通し番号を付け、抄録、別刷には最初のページにその番号を付記する。番号は原則的に申請書類に書き込む順番とするのが望ましい。一枚の証明書内に複数回の証明内容が記載されている場合は、該当するものがわかりやすいように工夫する。
- ・論文は、別刷またはコピーを証明書として添付する。掲載誌名と掲載年が明示されていること（様式2-1）。
- ・著書は、表紙と申請者名および発行年月日の記されている頁のコピー（様式2-1）。
- ・学会発表は抄録記録のあるものに限る。抄録のコピー（抄録掲載誌の表紙、掲載頁がわかる目次頁、抄録頁）を証明書として添付する。学会名と開催年月日が明示されていること。自分の氏名部分にはラインマーカー等で目印をつける（様式2-1）。
- ・学会参加は会の名称、開催年月日を記し、参加証明書として会で発行したネームカードの完全なものの原本を添付する。やむを得ず切り離した場合は、原則としてネームカードとしてオモテ面に使用する部分を添付できるが、名前欄の無いもの、および領収書部分のみのもは認めない。臨床衛生検査技師会主催の学会参加もネームカード添付を必須とし、生涯教育履修歴のリスト等で代用することはできない。但し、ネームカードが発行されなかった学会に限り、その会で発行した参加証明書で代用できる。また、複数の学会により合同開催された学会総会等への参加は1回として算定し、基準単位はいずれか高い方の単位数を充てる（様式2-2）。なお、日本輸血・細胞治療学会の学術集会について、2010年58回総会以後は、データベースでの出席確認も可能になっているが、当面の間は、原則従来通りとする。
- ・講習会、研修会等への参加は、開催年月日、会等の名称、テーマ等を記し、参加証または出席証明書の原本（出席者の氏名が記載されていること）を添付する。臨床衛生検査技師会研修会・講習会（学会は含まない）の参加証明は、従来の都道府県臨床衛生検査技師会証明用紙への参加証明印、及び技師会会長印が押印されたものを正式なものとする（領収書は参加証明として認めない）。但し、日臨技総合情報システム（JAMTIS）ホームページから印刷した日臨技生涯教育研修履修証明書および日臨技より送付される生涯教育履修通知書は参加証明書として使用できる。（様式2-3）。
- ・学会・技師会での活動歴は、学会または技師会名、役職（研修会等の講師を含む）在任期間を記入し、委嘱状または学会・技師会発行の証明書（輸血関連の役職であることが明記されていること）を添付する。ただし、申請に有効となる5年間に於いて同一の役職を多期または複数回にわたって務めた場合はそのすべてを1回として算定する（様式2-4）。

- ・臨床検査技師学校（大学、短大、専門学校）での教育活動は学校名、講義内容、時間数、在任期間等を記し、学校の証明書を添付する。辞令を証明書として代用する場合には、校長・学長の印があり、講義科目が明記されていること。ただし、申請に有効となる5年間において同一の役職を多期または複数回にわたって務めた場合はそのすべてを1回として算定する（様式2-4）。
- ・研究発表、学会、講習会、研修会参加等の総申請単位数を記入する（様式1）。
- ・様式1の所属長欄は、所属長の自署であること。
- ・様式に書ききれない場合には同用紙をコピーし次頁に追加する。

3) 臨床検査技師免許証のコピー

4) 申請料(15,000円)の振込受領証のコピー

郵便振替：00160-3-7179

認定輸血検査技師制度係

振込用紙は郵便局に備え付けの汎用振込用紙を利用すること。

5) 写真2枚：裏面に氏名、所属を記入する（サイズ 縦4.5cm×横3.5cm）。

6) 申請書類受領連絡用の郵便はがき（申請者が用意し申請者の住所・氏名を記入）。

<注意>

- ・様式1に記入する「所属長」は申請者の業務を監督する者であれば、技師長、部長、院長等の別は問わない。
- ・参加証明書に有効単位数が記載されているものもあるが、本手引きに明記されている単位数を基準に算定すること。
- ・認定輸血検査技師更新必須講座は取得単位として認めない。
- ・参加証原本の返却を希望する場合には、申請時にその旨を明記し、宛先を記載した切手貼付返信用封筒を同封する。

2. 申請書類の綴じ方

1) 原本は様式1、2-1.2.3.4、証明書類（申請用業績目録に記入した証明書番号順で添付）、臨床検査技師免許証のコピー、申請料のコピーの順に重ね、左上をホチキスで綴じる。

また、その全頁をコピーし、同様に綴じたものを1冊作成する。

2) さらに、様式1のコピーを2部添付する。

3. 申請受付期間：2017年1月10日から1月31日まで（必着）

4. 申請書類送り先

（角2サイズ〔240mm×332mm〕の封筒を使用し、簡易書留または宅配便で送ること）

〒113-0033

東京都文京区本郷2-14-14 ユニテビル5階

日本輸血・細胞治療学会内 認定輸血検査技師制度係

電話 03-5804-2611

（発送後2週間以内に書類受領の連絡ハガキが返送されない場合は電話で問い合わせること）

【受験申請に伴う諸費用】

1. 受験申請に伴う費用は、申請料（15,000円）、研修料（12,000円）、一次試験料（10,000円）、二次試験料（10,000円）、登録料（20,000円）とする。
2. 新規申請時には、申請料15,000円のみ納入すること。その後、それぞれの支払いを事務局より送付された振込用紙を用いて郵便振替で前納する。
3. 受験申請後に振り込まれた申請料、研修料、試験料、登録料は返却されない。

【日 程】

2017年1月10日～31日	受験申請受付（新規申請）
2月1日～15日	再受験申請受付
3月	受験資格を審査し、結果を受験申請者全員に通知する。
3月～4月	受験有資格者には研修先の施設指定が連絡される。
4月	受験有資格者には合同研修会の日時などが連絡される。
4月～6月	3日間の指定施設研修（病院2日、血液センター1日）
6月	2日間の合同研修会
6月	一次試験
6月～7月	一次試験結果の通知
7月	二次試験受験有資格者には日時などが連絡される。
8月（未定）	二次試験（変更もありえる）
9月	試験の結果をもとに、審議会と協議会での審議を経て、認定輸血検査技師制度協議会から認定される。

【試験会場・範囲・内容・合否基準・再受験など】

1. 試験会場
一次試験：ベルサール神保町（東京）、二次試験：関西地区
2. 試験範囲と内容
 - 1) 一次試験：約 2 時間、試験形式は筆記試験（マークシート形式及び記述形式）で、試験範囲は認定輸血検査技師制度カリキュラム委員会指定の内容（日本輸血学会誌 50(5);683-691, 2004、または日本輸血・細胞治療学会ホームページ参照）を基本とし、輸血に関する最新のトピックス、重要な問題などが、適宜出題される。受験には、指定施設研修および合同研修会のすべてを修了していなければならない。
 - 2) 二次試験：試験形式は実技試験で、血液型判定（ABO、RhD）、不規則抗体同定（赤血球抗体解離や交差適合試験など、用手洗浄法による抗グロブリン試験を含む）、カラム凝集法を予定。実技試験は結果の正解と共に実技の確実さや熟達度も評価の対象とする。受験には、一次試験を合格していなければならない。
 - 3) 「試験の内容、正解」などは試験終了後にも公表しない。

3. 合否基準

- 1) 一次試験、二次試験ともに合格しなければならない。二次試験は、一次試験合格者のみ受験できる。なお、指定施設研修未修了者には一次試験の受験資格はない。
- 2) 一次試験、二次試験での血液型判定の不正解者、及び不規則抗体検査で抗原表から存在する可能性の高い抗体を正しく選択できない者、交差適合試験の不正解者は不合格となる。また、二次試験において全ての科目で合格点に達しない場合は不合格となる。

4. 試験不合格者の受験

1) 再受験資格

- ・申請に必要な基礎資格は、新規受験年から3年間（2015年度試験申請者は2017年度まで、2016年度試験申請者は2018年度まで、2017年度試験申請者は2019年度まで）有効とする。
- ・指定施設研修と合同研修は、3年間内の再受験時には免除されるが、研修未修了で受験辞退した場合は、再受験時に未修了の研修を受けなければならない。

2) 一次試験不合格者

- 一次試験からの受験を必要とする。

3) 二次試験不合格者

- ・2016年度の二次試験で筆記試験は合格、実技試験では不合格の者が再受験する場合、新規受験から3年以内の有効期限に限り翌（々）年の受験は二次試験のみでよい。
- ・2016年度の二次試験で筆記試験は不合格、実技試験では合格の者が再受験する場合、新規受験から3年以内の有効期限に限り翌（々）年の受験は一次試験のみでよい。
- ・2016年度の二次試験で筆記試験及び実技試験が不合格の者が再受験する場合、新規受験から3年以内の有効期限に限り翌（々）年の受験は一次試験から再受験する。

4) 再受験申請手続き

- ・各様式は日本輸血・細胞治療学会のホームページ (<http://yuketsu.jstmct.or.jp/>) からダウンロードし、記載後は、その他の書類と共に認定輸血検査技師制度係に送付する。
- ・下記に示す受験条件に応じた申請書類を整え申請手続きを行う。

[再受験者共通]

- ①再受験申請書（様式1の原本とコピー1部）
- ②連絡用の郵便ハガキ（申請者の住所、氏名を記入）

[一次試験不合格者]

- ③写真2枚：裏面に氏名、所属を記入する（サイズ 縦4.5cm×横3.5cm）
- ④一次試験料（10,000円）の郵便振替受領書のコピー

[二次試験不合格者]

- ③写真2枚：裏面に氏名、所属を記入する（サイズ 縦4.5cm×横3.5cm）
- ④二次試験料（10,000円）の郵便振替受領書のコピー

- ・角2サイズ〔240mm×332mm〕の封筒を使用し簡易書留または、宅配便で送ること。
- ・再受験者の申請期間は、2017年2月1日～2月15日（必着）とする。

5. 試験欠席者の扱い

- ・試験欠席者は試験不合格者と同様の扱いとなる。

6. その他

- ・受験応募者については、予定人数（およそ400人）以内に限定する。

【認定登録】

試験に合格し、認定輸血検査技師制度審議会と協議会で適格とされた者は登録料納付後に協議会より認定証が発行される。

【認定輸血検査技師 認定試験の要点】

1. 新規受験者は、新規申請年から 3 年以内に、一次試験を合格した後に、二次試験に合格しなければならない。
2. 一次試験料として、10,000 円を納入する。
3. 一次試験受験者は、指定施設研修および合同研修会を修了していなければならない。
4. 一次試験不合格者は二次試験に進めず、翌年も一次試験から受験する。
一次試験が合格で二次試験が不合格の場合、翌年は二次試験を受験する。
5. 二次試験受験者は指定施設研修を修了し、一次試験を合格していなければならない。
 - 1) 二次試験合格者には、合格通知および登録申請書類等が郵送される。
 - 2) 登録手続き完了後、認定証が発行される。
6. 以下、新規受験者、及び再受験者に分け申請から認定までの流れを簡単に記載する。
 - 1) 一次試験は筆記、二次試験は実技で評価する。
 - 2) 新規受験者（一次試験の対象者）
 - ・各様式は日本輸血・細胞治療学会のホームページ（<http://yuketsu.jstmct.or.jp/>）からダウンロードし、記載後はその他の書類と共に認定輸血検査技師制度係に送付し、審査を受ける。
 - ・審査結果、および研修先の連絡を受ける。
 - ・研修料、一次試験料を納入し、指定施設（病院、血液センター）研修をする。
 - ・合同研修会、一次試験の案内、受験票の送付を受ける。
 - ・合同研修会、一次試験を受ける。
 - ・一次試験合格者は二次試験料を納入、二次試験を受ける。
 - 3) 再受験者
 - ・2016 年度の二次試験で筆記試験は合格、実技試験では不合格の者が再受験する場合、新規受験から 3 年以内の有効期限に限りて翌（々）年の受験は二次試験料を納入し、二次試験の受験申請をする。
 - ・2016 年度の二次試験で筆記試験は不合格、実技試験では合格の者が再受験する場合、新規受験から 3 年以内の有効期限に限りて翌（々）年の受験は一次試験料を納入し、一次試験の受験申請をする。
 - ・2016 年度の二次試験で筆記試験及び実技試験が不合格の者が再受験する場合、新規受

験から3年以内の有効期限に限って翌（々）年の受験は一次試験料を納入し、一次試験の受験申請をする。一次試験合格後に二次試験料を納入し、二次試験を受ける。

- ・各試験合格後の手続きは、新規受験者に準ずる。

以上